

令和7年度年間監査計画

1 実施方針

生駒市監査基準（以下、「監査基準」という。）に基づき、効果的かつ効率的に監査、審査及び検査（以下「監査等」という。）を実施します。

監査等の実施に当たっては、本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令及び予算等に基づき適正に行われているかどうか、また、地方自治法（以下「法」という。）第2条第14項及び第15項の趣旨に基づき行われているかどうかを主眼とし、本市の行財政運営の適法性、透明性、公正性及び効率性の確保に資するものとします。

なお、監査等の実施にあたっては、対象のリスクの内容及び程度に応じて内部統制の整備・運用状況について情報を集め、事務の改善に資する指導・助言にも重点を置いて監査等を実施することとします。

2 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 財務監査を中心にした定期監査（法第199条第1項及び第4項）

ア 基本方針

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、最少の経費で最大の効果をあげるようにし、その組織の運営の合理化に努めているかどうかを主眼として実施します。

イ 監査の対象

全ての課等を単位としておおむね2年間（小・中学校、幼稚園及び保育園は概ね3年間）で一巡するよう監査を実施します（別表のとおり。）。本年度は以下の課等を対象とします。

	デジタルイノベーション推進課（窓口DX推進室を含む。）
経営企画部	秘書課、企画政策課、広報広聴課
総務部	総務課（情報システム管理室を含む。）、人権施策課（人権文化センター、児童館、ダイバーシティ推進プラザを含む。）
財務部	財政課、課税課、収税課
地域活力創生部	地域コミュニティ推進課（市民活動推進センターを含む。）、脱炭素まちづくり推進課、SDGs・公民連携推進課、環境保全課（清掃リレーセンターを含む。）
福祉部	地域共生社会推進課、障がい福祉課、生活支援課、地域包括ケア推進課
子育て健康部	こども政策課（こども家庭センターを含む。）
建設部	事業計画課、下水道課（竜田川浄化センターを含む。）
都市整備部	住宅課、施設マネジメント課（ファシリティマネジメント推進室を含む。）
教育部	幼保こども園課（こども園準備室を含む。）、児童総務課、ひがし保育園、みなみ保育園、俵口幼稚園、南幼稚園、生駒北小学校、桜ヶ丘小学校、あすか野小学校、壱分小学校、生駒南中学校、生駒北中学校、緑ヶ丘中学校
生涯学習部	スポーツ振興課
	会計課
行政委員会	公平委員会、選挙管理委員会事務局

ウ 監査の対象年度

令和7年度分を監査の対象とし、必要に応じて令和6年度分も対象とします。

エ 監査の方法

各監査対象課に監査資料の提出を求め、関係書類、諸帳簿等について監査を行い、必要に応じて所属長又は担当職員から事情を聴取し監査を行います。また、現金及び物品の出納及び保管事務について実地監査を行います。

なお、法第199条第2項の行政監査の視点を加味して実施します。

オ 重点項目

監査に当たっては、各基金の必要性と使用状況及び補助金等交付事務を重点項目として定め、監査を実施します。

(2)財政援助団体等監査(法第199条第7項)

ア 基本方針

市が行政遂行の目的で資本金の4分の1以上を出資している団体又は補助金等を交付することによりその団体の活動が行政遂行の補完的なものとされている団体等への当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかの主眼を置いて監査を実施するとともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも監査を実施します。

イ 監査の対象

財政援助団体、出資団体又は公の施設の指定管理者から監査対象を抽出し実施します。

ウ 監査の対象年度

令和7年度分を監査の対象とし、必要に応じて令和6年度分も対象とします。

エ 監査の方法

団体及び市の所管課から資料の提出を求め、諸帳簿、書類等について監査を行います。また、市の所管部局及び対象団体等の職員から事務事業の執行状況を聴取し、質疑応答を行います。

(3)決算審査(法第233条第2項又は公営企業法第30条第2項)及び基金運用状況審査(法第241条第5項)

ア 基本方針

監査・検査の結果を勘案して、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、市長から審査に付された一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算その他関係書類が関係法令に準拠して作成され、決算書類と関係帳簿等の基礎資料と整合しているかどうかを主眼として審査します。

なお、基金運用状況審査については、審査の対象となる、法第241条第1項の規定による定額の資金を運用するための基金がないため、実施しないこととします。

イ 審査の対象

(ア)一般会計及び特別会計(公共施設整備基金特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計)

(イ)公営企業会計（水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計）

ウ 審査の対象年度

令和6年度分

エ 審査の方法

決算及び関係諸表等について、関係諸帳簿等と照合・確認を行い、計数の正確性を検証するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求め審査します。

(4)例月出納検査(法第235条の2第1項)

ア 基本方針

会計管理者等から提出された検査資料に基づき、毎月の計数及び保管現金の在高を確認するとともに、証拠書類審査を行い、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として検査します。

この例月出納検査は、定期監査及び決算審査の一部を担うものとして位置付け、実施に当たっての重点項目は、定期監査の重点項目に記載のとおりとします。また、電子決裁導入に伴う財務会計システム上の問題点や要検討事項がないかに留意して検査を実施します。

イ 検査の対象

(ア)会計管理者が所管する現金の出納

一般会計及び特別会計（公共施設整備基金特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計）

公営企業会計（病院事業会計及び下水道事業会計）

(イ)水道事業代表者が所管する現金の出納

公営企業会計（水道事業会計）

なお、水道事業は、令和7年度から奈良県広域水道企業団に引き継がれるため、令和6年度分（令和7年2月分及び令和7年3月分）のみ検査の対象とします。

ウ 検査の対象月

実施月	検査対象	実施月	検査対象	実施月	検査対象
4月	令和7年2月分	8月	令和7年6月分	12月	令和7年10月分
5月	令和7年3月分	9月	令和7年7月分	1月	令和7年11月分
6月	令和7年4月分	10月	令和7年8月分	2月	令和7年12月分
7月	令和7年5月分	11月	令和7年9月分	3月	令和8年1月分

エ 検査の方法

事前に会計管理者等が所管する検査資料の提出を求め、監査委員事務局において書面検査を実施します。その結果をふまえ、毎月26日頃、監査委員が残高証明書を確認するとともに、会計管理者、公営企業会計所管課長等に対しヒアリングを実施します。

オ 検査の確認項目

(ア)計数の確認

(イ)現金等の保管状況の確認

(ウ)収入事務及び支出事務の確認

(5)健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項)

ア 基本方針

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として審査します。

イ 審査の対象

(ア)一般会計及び特別会計

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)

(イ)公営企業会計

資金不足比率

ウ 審査の対象年度

令和6年度分

エ 審査の方法

算定の基礎となる、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項等又は第22条第1項等に規定する書類について、適正に作成されているか審査します。

(6)随時監査(法第199条第5項)

定期監査を補完する上で、監査委員が必要があると認めるときに監査を実施します。監査の基本方針及び監査の方法は定期監査に準じて実施します。監査の対象及び実施期間については、実施する際にその都度決定します。

(7)その他の監査等

住民の直接請求による監査(法第75条)、議会の要求に基づく監査(法第98条第2項)、市長の要求に基づく監査(法第199条第6項)、住民監査請求に基づく監査(法第242条第1項)、市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2の8第3項又は地方公営企業法第34条)等は、それぞれ請求又は要求があった場合に、他の監査等に優先して実施します。

また、会計管理者等が実施する、指定金融機関及び収納事務取扱金融機関に対する公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況に係る検査の結果について報告を求めます。(地方自治法施行令第168条の4、地方公営企業法施行令第22条の5第3項)

3 監査等の実施予定時期

監査等の実施予定時期は、概ね別紙「年間監査実施予定表」のとおりとします。

4 監査等の実施体制

監査委員3名で監査等を実施し、監査委員事務局職員がその補助を行います。

別表

財務監査を中心にした定期監査 監査対象予定表

	令和7年度	令和8年度（予定）	令和9年度（予定）
	デジタルイノベーション推進課 （窓口DX推進室を含む。）		デジタルイノベーション推進課 （窓口DX推進室を含む。）
経営企画部	秘書課、企画政策課、広報広聴課	危機管理課	秘書課、企画政策課、広報広聴課
総務部	総務課（情報システム管理室を含む。）、人権施策課（人権文化センター、児童館、ダイバーシティ推進プラザを含む。）	人事課、防犯交通対策課（消費生活センターを含む。）、市民課	総務課（情報システム管理室を含む。）、人権施策課（人権文化センター、児童館、ダイバーシティ推進プラザを含む。）
財務部	財政課、課税課、収税課	契約検査課	財政課、課税課、収税課
地域活力創生部	地域コミュニティ推進課（市民活動推進センターを含む。）、脱炭素まちづくり推進課、SDGs・公民連携推進課、環境保全課（清掃リレーセンターを含む。）	農林課、商工観光課（観光振興室を含む。）	地域コミュニティ推進課（市民活動推進センターを含む。）、脱炭素まちづくり推進課、SDGs・公民連携推進課、環境保全課（清掃リレーセンターを含む。）
福祉部	地域共生社会推進課、障がい福祉課、生活支援課、地域包括ケア推進課	介護保険課	地域共生社会推進課、障がい福祉課、生活支援課、地域包括ケア推進課
子育て健康部	こども政策課（こども家庭センターを含む。）	健康課、地域医療課、国保医療課	こども政策課（こども家庭センターを含む。）
建設部	事業計画課、下水道課（竜田川浄化センターを含む。）	管理課、土木課、みどり公園課（花のまちづくりセンターを含む。）	事業計画課、下水道課（竜田川浄化センターを含む。）
都市整備部	住宅課、施設マネジメント課（ファシリティマネジメント推進室を含む。）	都市づくり推進課（拠点形成室を含む。）、学研推進課、建築課	住宅課、施設マネジメント課（ファシリティマネジメント推進室を含む。）
消防本部		総務課、予防課、警防課、消防署	
教育部	幼保こども園課（こども園準備室を含む。）、児童総務課、ひがし保育園、みなみ保育園、俵口幼稚園、南幼稚園、生駒北小学校、桜ヶ丘小学校、あすか野小学校、壱分小学校、生駒南中学校、生駒北中学校、緑ヶ丘中学校	教育総務課（学校給食センターを含む。）、教育指導課（教育政策室を含む。）、中保育園、桜ヶ丘幼稚園、あすか野幼稚園、なばた幼稚園、生駒小学校、生駒南小学校、生駒台小学校、大瀬中学校、光明中学校、上中学校	幼保こども園課（こども園準備室を含む。）、児童総務課、小平尾保育園、生駒台幼稚園、生駒幼稚園、壱分幼稚園、鹿ノ台小学校、真弓小学校、俵口小学校、生駒東小学校、生駒南第二小学校、鹿ノ台中学校、生駒中学校
生涯学習部	スポーツ振興課	生涯学習課、図書館（北分館、南分館、生駒駅前図書室を含む。）	スポーツ振興課
	会計課		会計課
議会事務局		議会事務局	
行政委員会	公平委員会、選挙管理委員会事務局	農業委員会事務局	公平委員会、選挙管理委員会事務局

※機構改革又は必要に応じて監査対象を変更する場合があります。

別紙

年間監査実施予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査												
随時監査	必要と認めるときに適時実施											
決算審査 (一般会計・特別会計)												
決算審査 (公営企業会計)												
財政健全化法に基づく審査												
財政援助団体等監査												
例月現金出納検査	原則として、毎月26日に実施											
その他の監査 (住民監査請求等)	随時実施											